

令和8年4月3日
生涯学習・文化財課
総務・生涯学習推進グループ
担当者 後藤（内線 5338）
ダイヤルイン 087（832）3771

香川県立屋島少年自然の家における使用料の過大徴収について

香川県立屋島少年自然の家において、会議室の使用料について過大に徴収していることが判明しました。確認できた中で合計1,400円を過大に徴収しておりました。県立屋島少年自然の家で過大に徴収した金額については、当施設から対象者に速やかに返還の手続きをすることとします。

利用者の皆様に多大なご迷惑をおかけしたことを、深くお詫びします。

1 事案判明の経緯等

県立屋島少年自然の家の使用料については、香川県使用料、手数料条例（昭和27年4月1日条例第2号）（以下「条例」という。）で上限額を定めており、それに基づき、香川県立屋島少年自然の家の管理運営に関する規則（昭和46年3月30日教育委員会規則第7号）（以下「規則」という。）において、個別の区分の額を定めています。

この度、条例及び規則の改正に係る作業を行っている中で、2つの使用料区分において、現行の条例で定める上限額を規則で定める額が上回っていることが判明し、該当する使用料区分の徴収実績を調査したところ、1つの使用料区分（会議室の使用料）について、条例で定める上限額を上回って徴収しており、6回で合計240円の過大徴収がありました。（条例と規則の齟齬）

令和元年10月に消費税率引上げが行われた際に、条例で定める上限額の改正がなされないまま、規則改正により規則で定める使用料の額の引き上げがなされたことが原因です。（運用上の誤り）

さらに、1つの使用料区分（会議室の使用料）について、1時間当たりの金額が規則で定められておりますが、8時間を超えて使用した場合は8時間分の額を上限としているところ、8時間を超えた時間分を誤って2回で計1,160円を過大徴収していたことが分かりました。これは、規則の上限額について、職員の確認不足によるものと考えられます。

なお、今回過大徴収した相手方に小、中学校は含まれておりませんでした。

2 条例の上限額を規則で定める額が上回っている対象区分

条例で定める上限額			規則で定める額		
区分	単位	金額	1日使用した場合	単位	金額
体育館	1日	12,000円	(12,160円)	専用使用	1時間当たり
			※1日の最長の使用時間にかかる使用料	9時～17時	930円
会議室	1日	4,600円	大会議室 4,640円	17時～21時	1,180円
			8時間を超える場合は4,640円とする	1時間当たり	580円

※条例、規則ともに、下記の区分の使用料は、令和8年3月に改正（令和8年4月1日施行）しており、下記の金額は、改正前の令和元年10月1日以降、令和8年3月31日までの金額です。

3 過大徴収の状況

相手方	使用年月日	使用施設 使用時間	過大徴収額 (計)	内訳（原因の別）	
				条例と規則 の齟齬	運用上の誤 り
団体 A	令和元年 12 月 21 日	大会議室 9 時間	620 円	40 円	580 円
団体 B	令和 2 年 12 月 20 日	大会議室 9 時間	620 円	40 円	580 円
団体 C	令和 5 年 8 月 18 日、 19 日	各日 大会議室 8 時間	80 円	80 円	0 円
団体 D	令和 6 年 8 月 20 日	大会議室 8 時間	40 円	40 円	0 円
団体 E	令和 7 年 8 月 10 日	大会議室 8 時間	40 円	40 円	0 円
計			1,400 円	240 円	1,160 円

4 今後の対応

県立屋島少年自然の家より、過大徴収の相手方に対して連絡し、経緯について説明、謝罪のうえ、速やかに返還します。

また、今後、こうした事態が発生しないよう、教育委員会においては条例、規則改正の際には複数で確認することとし、屋島少年自然の家においては条例、規則を把握したうえで、使用料徴収に際して複数で料金の確認を行うこととし、チェック体制の強化をまいります。

5 お問い合わせ先

○本件事案について

県教育委員会事務局生涯学習・文化財課 住所 香川県高松市天神前6番1号
電話番号 087-832-3771

○使用料の返還について

県立屋島少年自然の家 住所 香川県高松市屋島東町34-1
電話番号 087-843-4545